

社援発 0927 第 12 号  
令和 3 年 9 月 27 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省 社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の  
一部の施行期日を定める政令について(通知)

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和3年政令第269号)が本日公布され、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)による社会福祉法の改正事項として、社会福祉連携推進法人に関する規定を新設する改正の施行期日を令和4年4月1日としたところ  
です。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれましては、本通知の内容について御了知いただき、所管の社会福祉法人に周知いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して併せて周知いただきますようお願いいたします。

(行政手続法施行令の一部改正)  
**第二条** 行政手続法施行令(平成六年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。  
**第四条** 第一項第十三号中「第二十三条第一項」を「第二十一条第一項 第二十二條第一項第三号、第二十三條第一項」に改める。

附則  
 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

総務大臣 武田 良太  
 厚生労働大臣 田村 憲久  
 内閣総理大臣 菅 義偉

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月二十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

**政令第二百六十九号**

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五十二号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。  
 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年四月一日とする。ただし、同法第七条の規定の施行期日は、令和三年十月一日とする。

厚生労働大臣 田村 憲久  
 内閣総理大臣 菅 義偉

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月二十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

**政令第二百七十号**

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第三項第二号、第二十八條第二項第一号、第二十九條第三項第二号並びに第三十條第二項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。  
 第十三條第二項中「及び次条」を削る。  
 第十四條第一号中「次のイ又はロに掲げる」を「特定被監護者等のうち二番目の年長者である」に改め、同号イ及びロを削り、同條第二号を次のように改める。

子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。

二 特定被監護者等(そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。)である満三歳未満保育認定子ども 零

附則

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。  
 (経過措置)

2 この政令による改正後の子ども・子育て支援法施行令第十四條の規定は、子ども・子育て支援法第二十七條第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十九條第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十條第一項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育(以下この項において「特定教育・保育等」という。)が行われた月が令和三年十月以後の場合における同法の規定による施設型給付費の支給、特例施設型給付費の支給、地域型保育給付費の支給及び特例地域型保育給付費の支給(以下この項において「施設型給付費等の支給」という。)並びに同月以後の同法第六十六條の三第一項に規定する施設型給付費等負担対象額(以下この項において「施設型給付費等負担対象額」という。)について適用し、特定教育・保育等が行われた月が同年九月以前の場合における施設型給付費等の支給及び同月以前の施設型給付費等負担対象額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣 菅 義偉

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和三年九月二十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

**政令第二百七十一号**

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第十七条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。  
 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「六千円」を「七千七百円」に改める。

附則

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。  
 (経過措置)

2 この政令の施行前に高齢者の医療の確保に関する法律第十六條の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報の提供の申出を行った者が同法第十七條の二第一項の規定により納付すべき手数料の額については、この政令による改正後の第一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

厚生労働大臣 田村 憲久  
 内閣総理大臣 菅 義偉